

公 募

平成28年度希少野生動植物種保護管理事業に係る巡視業務委託について、実施者を下記のとおり公募します。

記

第1 趣旨

米代東部森林管理署管内の希少野生動植物種の保護管理事業の一環として取り組むものである。

第2 業務の概要

希少野生動植物種保護管理事業に係る巡視業務である。

第3 応募資格及び必要とする要件

次に掲げる(1)から(6)のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 28・29・30年度一般競争参加資格名簿（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「営業品目」が「調査・研究」、「その他」に登録されている者であること。なお、事業企画書提出の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを添付すること。
- (4) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 本業務に支障のある疾患を有していないこと。
- (6) 巡視従事者は、次に掲げるすべての基準に該当する者又は過去3年間に本業に従事したことがある者とする。
 - ①対象地域に近接した地域に住所を有するか又は森林管理局長が重点的に巡視する必要があると認める期間等に委託を受けることができる者
 - ②保護林制度及び森林法その他野生動植物の捕獲等の規制に関する法令等の知識を有する者
 - ③野生動植物に関心が深くその特性等に関する知識を有する者又は野生動植物に関する研修等を受けた者若しくは受ける見込みの者
 - ④国有林野の管理経営、森林施業等に関する知識を有する者
(上記すべての基準に該当する者を審査のうえ、東北森林管理局長が「自然保護管理員」として任命し、その者が巡視業務に従事すること。)

第4 応募方法及び業務内容

第6の「応募・照会等窓口」で交付する募集要領を熟読の上、必要書類を提出してください。

募集期間 平成28年8月10日(水)～平成28年8月26日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)

第5 委託契約の締結

本業務に係る契約は、事業企画書採点委員会における審査の結果、選定された委託契約予定者と委託契約の協議が整い次第締結する。

第6 応募・照会等窓口

〒017-0031 秋田県大館市上代野字中岱3-23

米代東部森林管理署 業務グループ 担当:森林ふれあい

TEL 0186-50-6130

平成28年8月9日

分任支出負担行為担当官

米代東部森林管理署長 小野義秀

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページをご覧ください。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>)